

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 1 日から 37 年 3 月 31 日まで

A社B支店に勤務していた期間については、既に脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所において脱退手当金の受給要件を満たす女性9人の脱退手当金の支給状況を調査したところ、申立人を含め3人しか支給記録が確認できない上、脱退手当金を受給した同僚2人が、いずれも、「会社からは何の説明も無かったので、自分自身で請求した。」と述べていることを踏まえると、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたと考えられるが、申立人は昭和37年5月*日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和28年10月5日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年10月は4,500円、同年11月は5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月5日から同年12月5日まで

私は、昭和28年10月5日からA社（現在は、B社）で勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

また、B社が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、A社が申立人の厚生年金保険の資格取得日を昭和28年10月5日として届け出ていることが確認できる。なお、当該取得届には健康保険被保険者証の番号が8番から13番までの6人の氏名が記載されているところ、その標準報酬の等級及び資格取得日は、社会保険事務所の職員が記載していることがうかがえるとともに、29年6月16日に受け付けられていることが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、昭和29年6月16日に受け付けられた6人全員の資格取得日が二重線で訂正の上、それぞれ2か月後の日付に遡及して訂正され、備考欄に「29. 8取得年月日訂正」との記載が確認できるものの、B社が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（昭和29年8月1日現在（昭和29年9月14日提出））を確認すると、当該名簿において資格取得日が29年6月9日及び同年8月1日に訂正されている被保険者2人の算定基礎月欄に、訂正後の資格取得日より前の月の

報酬月額が記載されており、「29.8取得年月日訂正」との記載と矛盾している。

また、オンライン記録において、上記6人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、2人の分はA社が届け出た資格取得日、3人の分が健康保険厚生年金保険被保険者名簿で訂正された資格取得日、1人の分はどちらとも異なる資格取得日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記6人全員の資格取得に係る記録訂正の処理を行う合理的な理由は無く、訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は昭和28年10月5日であったものと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和28年10月は4,500円、同年11月は5,000円とすることが妥当である。

石川厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、同社から子会社のB社へ出向した時の昭和60年9月30日から同年10月1日までの1日間は厚生年金保険の未加入となっている。その期間も勤務は継続していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書、退職所得の源泉徴収票、労働契約書、退職願、及び社会保険・労働保険被保険者カード並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社及び子会社のB社に継続して勤務し（昭和60年10月1日にA社から子会社のB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、資格喪失日に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和60年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行なっておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

石川厚生年金 事案 418

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、同社から子会社のB社へ出向した時の昭和60年9月30日から同年10月1日までの1日間は厚生年金保険の未加入となっている。その期間も勤務は継続していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書、退職所得の源泉徴収票、労働契約書、退職願、及び社会保険・労働保険被保険者カード並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社及び子会社のB社に継続して勤務し（昭和60年10月1日にA社から子会社のB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、資格喪失日に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和60年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行なっておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

石川厚生年金 事案 419

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、同社から子会社のB社へ出向した時の昭和60年9月30日から同年10月1日までの1日間は厚生年金保険の未加入となっている。その期間も勤務は継続していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書、退職所得の源泉徴収票、労働契約書、退職願、及び社会保険・労働保険被保険者カード並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社及び子会社のB社に継続して勤務し（昭和60年10月1日にA社から子会社のB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、資格喪失日に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和60年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行なっておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、同社から子会社のB社へ出向した時の昭和60年9月30日から同年10月1日までの1日間は厚生年金保険の未加入となっている。その期間も勤務は継続していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書、退職所得の源泉徴収票、労働契約書、退職願、及び社会保険・労働保険被保険者カード並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社及び子会社のB社に継続して勤務し（昭和60年10月1日にA社から子会社のB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、資格喪失日に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和60年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行なっておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和 49 年 12 月から 51 年 7 月までの期間を 7 万 2,000 円、51 年 11 月から 52 年 1 月までの期間を 8 万円、52 年 4 月から 53 年 1 月までの期間を 9 万 8,000 円、53 年 2 月から同年 5 月までの期間を 10 万 4,000 円、53 年 6 月から同年 12 月までの期間を 11 万 8,000 円、54 年 1 月から 55 年 9 月までの期間を 13 万 4,000 円、55 年 10 月から同年 12 月までの期間を 11 万 8,000 円、56 年 1 月から同年 7 月までの期間を 16 万円、56 年 8 月から 57 年 12 月までの期間を 17 万円、58 年 1 月から同年 12 月までの期間を 18 万円、59 年 4 月から同年 9 月までの期間を 19 万円、60 年 1 月から同年 4 月までの期間を 20 万円、60 年 5 月から同年 7 月までの期間を 24 万円、63 年 1 月から同年 9 月までの期間を 26 万円、平成 3 年 2 月から同年 4 月までの期間を 32 万円、4 年 1 月から同年 7 月までの期間を 38 万円、5 年 4 月から 7 年 9 月までの期間を 50 万円、9 年 4 月から同年 9 月までの期間を 56 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 1 日から平成 9 年 10 月 1 日まで
申立期間において、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の支給金額より低い額になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書等により確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、申立人のオンライン記録の標準報酬月額を上回っている期間があることを確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記

録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書等において確認できる保険料控除額により、申立期間のうち昭和49年12月から51年7月までの期間を7万2,000円、51年11月から52年1月までの期間を8万円、52年4月から53年1月までの期間を9万8,000円、53年2月から同年5月までの期間を10万4,000円、53年6月から同年12月までの期間を11万8,000円、54年1月から55年9月までの期間を13万4,000円、55年10月から同年12月までの期間を11万8,000円、56年1月から同年7月までの期間を16万円、56年8月から57年12月までの期間を17万円、58年1月から同年12月までの期間を18万円、59年4月から同年9月までの期間を19万円、60年1月から同年4月までの期間を20万円、60年5月から同年7月までの期間を24万円、63年1月から同年9月までの期間を26万円、平成3年2月から同年4月までの期間を32万円、4年1月から同年7月までの期間を38万円、5年4月から7年9月までの期間を50万円、9年4月から同年9月までの期間を56万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和49年7月から同年11月までの期間については、申立人並びに申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚は共に給与支払明細書等を保有しておらず、また、A社は、当該期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、当該期間当時における報酬月額及び保険料控除額を確認することができないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち昭和51年8月から同年10月までの期間、52年2月及び同年3月、59年1月から同年3月までの期間、59年10月から同年12月までの期間、60年8月から62年12月までの期間、63年10月から平成3年1月までの期間、3年5月から同年12月までの期間、4年8月から5年3月までの期間、7年10月から9年3月までの期間については、申立人の給与支払明細書等により認定できる標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることを確認できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与支払明細書等において確認できる標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から51年6月までの期間及び59年4月から62年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から51年6月まで
② 昭和59年4月から62年9月まで

将来、年金を受け取れなくなるという噂や自分の経済的事情もあり、昭和59年頃から、国民年金保険料を納付するのをやめていたが、63年頃、社会保険事務所(当時)から連絡があったことから、未納期間の保険料(約32万円)を全て遡って納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を遡って納付したとする昭和63年頃は、特例納付の実施期間ではない上、その時点では、申立期間①及び申立期間②の一部は、納付の時効期限を経過しており、保険料を納付することは困難である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付した際、その母親と共に金融機関へ赴き、母親の定期預金を解約し、保険料を工面したとしているが、母親は高齢のため当時の状況を聞くことはできないほか、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

さらに、国民年金被保険者名簿によると、申立人は申立期間直後の昭和62年10月から63年3月までの保険料を申立人が主張する納付時期より後の平成元年11月に納付したことが記録されており、仮に申立内容のとおり、申立人が保険料を遡って納付したとすると、当該期間の保険料を同時に納付することが可能であるにもかかわらず、当該期間を除いて保険料を納付したことになり、不自然である。

なお、調査の過程で、申立人は、「遡って保険料を納付した期間は、納付が

可能である全ての期間であったかもしれない。」とも述べているが、申立人が納付したとする時期に納付が可能である期間の保険料を納付した場合の総額は、申立人が記憶する納付金額と一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 60 年 3 月まで
私が 20 歳になった時期は大学生であったが、父親が私の国民年金の加入
手続を行い、母親が保険料を納付してくれていたのに、申立期間に係る国民
年金保険料を納付した記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時期に、その父親が国民年金の加入手続を行い、その母親が母親自身の分と併せて自分の国民年金保険料を町内会の集金で納めてくれていたとしている。

しかし、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の所有する年金手帳に初めて国民年金被保険者となった日が昭和 60 年 6 月 1 日と記載されていること及び申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、厚生年金保険の被保険者資格喪失後である昭和 60 年 6 月以降に初めて行われたことが確認でき、申立期間は未加入期間となっている。

また、申立人の母親は、家族の国民年金への加入手続は全て夫が行っていたため母親自身は関与しておらず、申立人やその姉の加入手続がされたとする時期に交付されたはずの年金手帳については覚えていないと述べている。

さらに、申立人の姉も、20 歳から昭和 52 年 4 月までの学生の期間は、申立人同様、国民年金保険未加入期間となっている。

ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案391

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの期間及び50年3月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から同年9月まで
② 昭和50年3月から52年12月まで

昭和49年7月に婚姻し、A市に居住していた時期については、夫が私の国民年金の加入手続及び夫婦の保険料を納付していたはずであり、夫の申立期間に係る保険料は納付済みであるのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る保険料も納付していたとしているが、その夫には当時の加入手続及び納付方法についての具体的な記憶は無い。

また、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がB郡C町（現在は、B郡D町）に転居した昭和55年3月頃に払い出されており、この時点では申立期間に係る保険料は既に納付の時効期限を経過しているほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、保険料を納付することは困難であったと思われる。

さらに、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿によると、申立人がA市に居住していた期間のうち、申立期間直後の昭和53年1月から54年3月までの保険料については、申立人がB郡C町に転居した後の55年4月に遡って納付された記載があり、夫婦がA市に居住していた当時、その夫が申立人に係る保険料を定期的に納付していた状況はうかがえない。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から55年3月まで

私がまだ学生であった昭和45年4月頃に、父親が申立期間当時住んでいたA市で国民年金への加入手続を行い、保険料を納めてくれたのに、国民年金の加入及び納付の記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身に係る国民年金の加入手続や保険料納付をその父親が行っていたはずとしており、申立人自身はそれらに関与していない上、その父親は既に亡くなっており当時の状況は確認できない。

また、申立人は、昭和55年6月頃、同年4月1日を取得日として国民年金の加入手続を行っていることが国民年金受付処理簿から確認でき、申立期間は現在も未加入期間となっている上、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号を払い出した形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の一部に申立人と同居していたその弟は、当該期間において、国民年金に未加入である。

ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月2日から27年9月30日まで

私は、昭和26年12月2日にA社に入社したが、ねんきん特別便では同社で厚生年金保険に加入した記録は27年10月1日となっている。同社で働いていた申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する職員手帳の記載では、申立人の主張どおり、申立人が昭和26年12月2日に入社したことが確認できるが、A社から提出された証明書では27年4月からの在籍、雇用保険の記録では同年8月21日の加入、B国民健康保険組合の記録では同年9月1日の加入とされている。

しかし、申立人が採用された現場で一緒に働いたとする同僚5人のうち2人は、申立人と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人と同時に厚生年金保険に加入した17人のうち連絡のとれた6人は、いずれも、厚生年金保険加入以前から勤務していたと供述しており、A社は、必ずしも社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A社は、申立期間当時の厚生年金保険に係る届出や保険料控除の資料は現存していないため不明としており、このほか申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 14 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 7 月 14 日に A 社 B 営業所に入社した。入社数日後に健康保険被保険者証を受け取っており、32 年 5 月まで勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社発行の長期臨時カードにより、申立人は、申立期間に同社 B 営業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社 B 営業所の現場監督者は、同社では、臨時雇いの期間は厚生年金保険に加入させていない旨を供述している上、同営業所の同僚は、申立人は、当初、臨時雇いであった旨を供述している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人を含む 8 人が昭和 31 年 11 月 1 日に資格を取得しており、当該 8 人のうち、事情を聴取できた複数の同僚は、いずれも、厚生年金保険の資格取得日前から臨時で勤務していた旨を供述していることから、同社では、申立期間当時、臨時雇いで入社した従業員に対し、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月8日から51年1月12日まで
私は、昭和22年7月からA社（現在は、B社）で勤務していた。申立期間のみ船員保険記録が欠落しているが、途中で退職したことはない。申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、同社が保有するA社の船員保険被保険者票の記載内容から、申立人が、申立期間当時、特別休職員としてA社からC事業所に派遣され、外国船籍の船舶に乗船していた旨を回答している。

また、外国法人等に派遣される日本人船員については、外国法人等に派遣される日本人船員に対する船員保険法の適用について（昭和51年4月1日庁保発第7号）により、昭和51年4月から、船員法の適用船舶に規定されている船舶（日本船舶又は日本船舶以外の運輸省（当時）の定める船舶）に該当しない場合でも、雇用主から提出される派遣船員認定申請書により海運局長が認定した者は、船員保険に加入できるようになったが、同年3月以前は、船員保険への加入が認められていない。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したところ、申立人を含む12人が、申立期間と同じ期間に、船員保険の被保険者資格に空白を生じていることが確認でき、当該12人のうち、事情を聴取できた同僚は、当時、同社から派遣されて、外国船籍の船舶に乗船していた旨を供述している。

加えて、B社から提出された上記船員保険被保険者票を確認したところ、申立人は、昭和50年8月8日に船員保険の被保険者資格を喪失し、51年1月13日に再取得していることが記載されており、船員保険被保険者名

簿の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月2日から4年12月6日まで

私は、社長であり、法人化に伴い報酬30万円で厚生年金保険に加入しようとしたところ、社会保険事務所(当時)から50万円で加入するよう言われ、50万円で加入した。しかし、年金記録では低い標準報酬月額となっているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、社会保険事務所の指導により50万円の標準報酬月額で厚生年金保険に加入した旨を申し立てている。

しかし、申立人は申立てに係る事業所であるA社の事業主であるが、申立期間当時の報酬に係る関係資料は無い旨を述べていることから、当時の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は、申立期間にその主張する標準報酬月額の60パーセントの傷病手当金を受給した旨を述べているところ、全国健康保険協会が保管している傷病手当金給付記録の支給金額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合った金額となっている。

このほか、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正された形跡も無い上、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。